

制度の概要

- 国は、令和元年度から待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化することで保育所等改修費等支援事業の嵩上げなどを実施するなど、より強力に待機児童対策に取り組む自治体の支援を開始

【「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について（平成31年3月29日付子保発0329第1号）」抜粋】

- 協議会の設置及び取組を促して待機児童対策の一層の推進を図るため、協議会にて成果指標（KPI）を設定し、達成状況を見える化することを要件に、保育の受け皿整備の推進や人材確保、新たな提案に係る支援を実施
- KPIの達成状況の「見える化」は都道府県HPで公開するなどの方法により実施
- ※ 設定例：対前年待機児童数、認可化移行数、広域利用実績、養成校卒業生の就職増加数、潜在保育士のセンター届出や求人数など

令和5年度KPIの設定状況

- 令和5年度の東京都待機児童対策協議会で設定したKPI及び設定状況
 - ・保育の受け皿整備の推進：利用定員数・待機児童数等 【設定：46自治体】
 - ・保育人材の確保：キャリアアップ研修の受講促進や区市町村における実施回数、受講者数等 【設定：20自治体】

令和6年度東京都待機児童対策協議会におけるKPI

- 多様な保育ニーズに対応するため受け皿整備による量の確保はもとより、安心して子供を預けられる質の向上の両面を踏まえ、①保育所等の整備促進、②人材の確保・定着の支援、③利用者支援の充実の三つを柱に区市町村と連携して取り組んでいるところである。
- こうした取組を引き続き推進するため、昨年同様、以下のKPIを設定する。
 - 【令和6年度KPI】
 - ・保育の受け皿整備の推進：利用定員数・待機児童数等
 - ・保育人材の確保：キャリアアップ研修の受講促進や区市町村における実施回数、受講者数等
- また、設定したKPI及びその達成状況を「見える化」するため、東京都待機児童対策協議会HPにおいて、実施状況等を公表する。

（今後の動き）※KPIを設定し、補助の嵩上げを受けようとする自治体が対象

- 都は、各自治体の、昨年度のKPI達成状況及び今年度設定するKPIを取りまとめ、東京都待機児童対策協議会HP上で公表
- 各自治体は、国の保育対策総合支援事業費補助金の交付申請に合わせて提出する「待機児童対策協議会におけるKPIの設定及び見える化の状況、交付申請する支援策について」にKPIを記載